

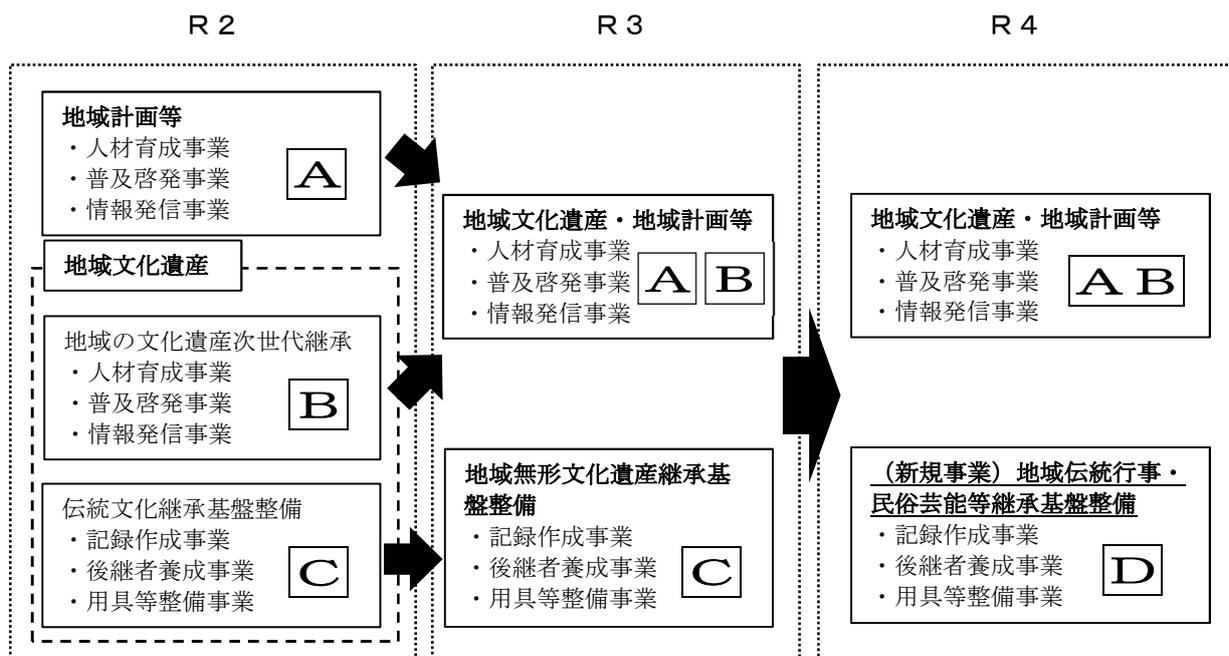
## 応募にあたっての留意点

令和4年度地域文化財総合活用推進事業の応募にあたり、以下の点にご留意ください。

### 確認の流れ

- ① 「1 事業の変遷」のA～D、ABから該当するものを確認
- ② 「2 地方公共団体が作成する実施計画書の計画期間」で計画期間を確認
- ③ 「3 令和4年度の応募について」で応募の可否を確認

### 1 事業の変遷（図1）



### 2 地方公共団体が作成する実施計画書の計画期間

実施計画書については、作成年度によって計画期間の最長年数が異なるため、下表を参照してください。

区分	対象事業	計画期間
令和3年度以前に始期がある場合	A (図1)	最長3年
	B (図1)	最長5年
	C (図1)	(注1)
令和4年度から新規作成する場合	AB (図1)	最長5年
	D (図1)	1年

(注1) 実施計画期間の終了年度を令和4年度以降に設定している場合は令和3年度で終了し、令和4年度中に総括評価してください。令和4年度は新規の実施計画書を単年度で作成の上、図1のD区分で申請してください。

- 例) ①令和3年度にA区分で申請している場合 → 実施計画期間は最長3年  
 ②令和3年度にB区分で申請している場合 → 実施計画期間は最長5年  
 ③令和3年度にC区分で申請している場合  
 → 実施計画期間は1年  
 ただし、D区分として毎年度申請できます。

### 3 令和4年度の応募について

実施計画期間の終了年度によって、応募できない場合がありますので、下表を確認の上、応募してください。なお、実施計画期間終了後の1年間は総括評価を行う期間として応募できません（ただし、注2、注3の場合を除く）。

区分例	事業区分	実施計画終了年度	総括評価	R4応募可否
	A（図1）	R2	R3	○
		R3	R4	×
		R5	R6	○
	B（図1）	R2	R3	○
		R3	R4	×
		R6	R7	○
	C（図1）	R3	R4	○ （注2）
		R4～7	R4	○ （注3）

（注2）令和3年度までの計画について、令和4年度中に総括評価してください。  
令和4年度はD区分として申請できます。

（注3）実施計画を令和3年度で終了し、令和4年度中に総括評価してください。  
令和4年度はD区分として申請できます。

### 4 地域無形文化遺産継承基盤整備について

令和3年度に「地域無形文化遺産継承基盤整備」として支援したメニューは、令和4年度からの新規事業「地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備」に包括されます。そのため、同メニューを要望する場合は「地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備」として申請してください。要望書に添付する実施計画書は令和4年度分の新規の実実施計画書としてください。

また、「地域無形文化遺産継承基盤整備」は実施計画を令和3年度で終了し、令和4年度中に令和3年度以前の分を総括評価してください。（詳しくは、別紙事務連絡「地域文化財総合活用推進事業の総括評価について」をご参考ください。）